

公立大学法人京都市立芸術大学防犯カメラの管理及び運用に関する規程

(平成26年5月26日理事長決定)

(平成26年6月5日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の防犯カメラ及び防犯カメラにより撮影された画像の管理並びに運用に関し必要な事項について定めるものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、法人における盗難等の犯罪被害の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、法人の構成員等の安全及び安心を確保するとともに、法人の資産を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 本学において前条の目的のために設置されたビデオカメラで、画像を撮影し記録媒体に記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し記録された映像をいい、特定の個人を識別できるものを含む。
- (3) 記録媒体 ハードディスク及びSDカードその他画像を記録するものをいう。
- (4) 法人の構成員等 法人の役員、職員、学生その他法人において教育研究、学業等に従事する者のほか、大学を利用する全ての者をいう。

(管理責任者等)

第4条 法人の防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 管理責任者を補佐し、防犯カメラの円滑な運用を図るため、防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

3 防犯カメラ及び画像の管理等の実務を担当させるため、防犯カメラ実務担当者（以下「実務担当者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 防犯カメラ及び画像の管理、運用及び操作を行うことができる者は、管理責任者、運用責任者、実務担当者（以下「管理者等」という。）に限るものとする。

(防犯カメラの設置等)

第5条 防犯カメラを新たに設置する場合は、設置場所、設置台数及び撮影範囲を必要最小限とし、理事長の承認を得た上で設置し、すみやかに理事会に報告するものとする。

2 管理責任者は、防犯カメラ設置区域に、防犯カメラを設置している旨を明示するものとする。

(画像の管理)

第6条 管理者等は、画像の不正使用、外部流出、改ざん、遺失等の防止のため、次に掲げる管理、運用及び操作は行わないこととする。

- (1) 画像の不必要な複製、加工又は印刷
- (2) 特別な理由がある場合を除き、撮影された日から起算して10日間を超える画像の保存

(画像の目的外利用)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第2条に規定する設置目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。
また、提供若しくは閲覧をさせた場合には、すみやかに理事会に報告することとする。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、理事長が緊急やむを得ないと認めたとき。
- (2) 画像が刑事事件、民事事件等に関連する情報を含む可能性がある場合で、法令に基づき司法機関、警察署等から情報提供の照会又は要請があったとき。
- (3) その他理事長が必要があると認めたとき。

(苦情等への対応)

第8条 管理者等は防犯カメラ及び画像の運用に関する苦情、問合せ等があった場合には、その対応等について適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、管理者等は、理事長に報告し、了承を得た上で対応するものとする。

3 管理者等は、前項の対応が終了した場合は、その内容及び対応の結果について、速やかに理事長へ報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 画像を閲覧した者（防犯カメラの修理等を請け負う業者を含む。）は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年5月30日から施行する。

附 則 (平成26年6月5日決定)

(施行期日)

この規程は、決定の日から施行する。